

消費税法改正に伴う工事費用に関するお知らせ

平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

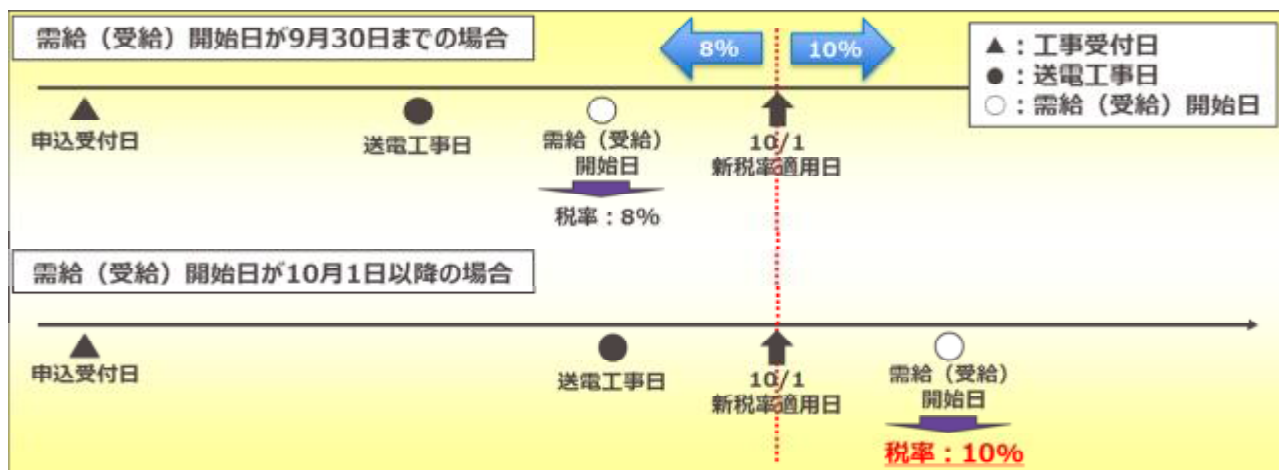
弊社は、消費税法の改正により、消費税率（地方消費税率を含む）が8%から10%へ引き上げられることにもない、2019年10月1日から消費税（地方消費税を含む）の増税分を工事費用へ反映いたしますので、以下のとおりお知らせいたします。

また、受付業務および現場工事の輻輳により、お客さまの需給（または受給）開始希望日にそえない場合もございますので、工事内容（工事種別）をご確認のうえ、速やかにお申込いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、お客さまと協議のうえ定めた需給（または受給）開始日に変更が生じた場合は、工事費用の精算（追加請求または返金）を伴う場合がございますので、ご留意いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

税率適用基準	適用税率	特記事項
需給（受給）開始日が 2019年9月30日以前	8%	工事費用請求時の消費税率は需給（受給）開始予定日をもって判断させていただきます。
需給（受給）開始日が 2019年10月1日以降	10%	



関西電力株式会社